

荷主の方へ

重量オーバーさせない
ようにしましょう。

- ムリな発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主勧告を発動(レッドカード)します。



運送事業者の方へ

重量のルールを
必ず守りましょう。

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時告発(レッドカード)されます。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は
「特殊車両通行許可」が必要。

定められた重量をオーバーした
大型車両が、道路を傷める
大きな要因に。



<連絡協議会ホームページ>
@tokusya_kanto

重量守り、道路を守ろう。



大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

【※連絡協議会メンバー】一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人
東京都トラック協会、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人
埼玉県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会(千葉支部、東
京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警本部、神奈川
県警本部、埼玉県警本部、国土交通省関東地方整備局、関東運輸局、千葉県
東部、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、
東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社(東京支社、八
王子支社)、首都高速道路株式会社(線不同)

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課



重量超過、道路劣化。

荷主を対象とした特車制度の啓発活動を実施

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(事務局・国土交通省関東地方整備局)は、重量を違法に超過した大型車両から老朽化した道路構造物を守るため、昨年に引き続き10月を「大型車通行適正化推進月間」(以下「推進月間」という。)と位置付けて、「重量守り、道路を守ろう」を統一スローガンに、大型車の通行の適正化に向けた各種啓発活動を展開する。

この啓発活動は、平成28年度から実施してきたが、依然として悪質な重量超過車両の走行が後を絶たず、その要因の一つとして運送事業者と荷主との力関係が少なからず影響していることが想定されることから、荷主を対象とした特殊車両通行許可制度の説明会の開催をはじめとする啓発活動を実施することとしている。

また、これ以外の啓発活動としては、推進月間中に社会一般等を対象として、ラジオ等を通じた広報、その結果を検証するためのインターネット調査、11月は連絡協議会委員が主催するイベントへの参画を企画している。さらに特車総合ツイッターによる情報配信や連絡協議会ホームページによる広報については年間を通じて実施している。今後も『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、効果的な取り組みを実施していく。

(大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会)